

○北海道警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について

平成30年 1 月10日

道本生企第3686号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察の街頭防犯カメラシステムについては、これまで「北海道警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について」（平23. 12. 26道本生企第4288号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、旧通達について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察街頭防犯カメラシステム運用要綱」を定め、実施することとしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察街頭防犯カメラシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムに関する規程（平成23年道公安委員会規程第3号）に定めるもののほか、道警察が運用する街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) オペレーションシステム 街頭防犯カメラシステムを操作する装置をいう。
- (2) モニター 街頭防犯カメラにより撮影された画像を表示する装置をいう。
- (3) オペレーションシステム室 オペレーションシステム及びモニターを設置する部屋をいう。
- (4) 複製データ 画像データのうち必要と認められる画像を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により複製したものをいう。
- (5) プライバシー保護機能 街頭防犯カメラにより撮影される画像にマンションのベランダその他の個人のプライバシーを不当に侵害するおそれが高い場所が含まれる場合に、当該場所が視覚により認識することができないよう措置する機能をいう。
- (6) アクセス権設定機能 オペレーションシステムを操作することができる者及び当該者が行うことができる権限をあらかじめ設定する機能をいう。

第3 街頭防犯カメラの種類

街頭防犯カメラは、ネットワーク型（ネットワークを介してモニターと接続されたもの）及びスタンドアローン型（モニターと接続されていないもの）の2種類とする。

第4 管理運用体制

1 総括責任者

- (1) 警察本部に総括責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、街頭防犯カメラシステムに関する業務を総括するものとする。

2 総括副責任者

- (1) 警察本部に総括副責任者を置き、生活安全企画課長をもって充てる。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者を補佐し、街頭防犯カメラシステムが適正に運用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 管理運用責任者

- (1) 札幌方面中央警察署（以下「中央警察署」という。）に管理運用責任者を置き、札幌方面中央警察署長をもって充てる。
- (2) 管理運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの管理及び運用に関する業務を統制するものとする。
- (3) 執務時間外においては、当直責任者が管理運用責任者の業務を代行するものとする。

4 管理運用補助者

- (1) 中央警察署に管理運用補助者を置き、生活安全官をもって充てる。
- (2) 管理運用補助者は、管理運用責任者の指揮を受け、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 街頭防犯カメラシステムの保守及び管理に関すること。
 - イ 画像データの管理、検索及び提供に関すること。
 - ウ 街頭防犯カメラシステムに関する署員の指導に関すること。
 - エ その他街頭防犯カメラシステムの運用に関すること。

5 操作担当者

- (1) 中央警察署に操作担当者を置き、管理運用責任者が指定した警察官をもって充てる。
- (2) 操作担当者は、管理運用補助者の指揮を受け、オペレーションシステムの操作に当たるものとする。
- (3) 管理運用責任者は、操作担当者を指定したときは、操作担当者指定簿（別記第1号様式）を作成するものとする。この場合において、指定を受けた者は、操作担当者指定簿を確認の上、押印するものとする。

第5 街頭防犯カメラの設置

1 設置場所の選定等

総括責任者は、街頭防犯カメラを設置する場所を選定するに当たっては、街頭防犯カメラの設置が効果的であると認められる場所を選定するとともに、プライバシー保護機能を活用し、個人のプライバシーを不当に侵害することがないように配慮しなければならない。

2 設置の明示

総括責任者は、街頭防犯カメラが設置されている場所及びその周辺の地域において、当該街頭防犯カメラが設置されている旨を表示するなど、当該街頭防犯カメラが設置されていることを明らかにするため必要な措置を講ずるものとする。

第6 オペレーションシステム等の管理

1 設置場所の管理

中央警察署にオペレーションシステム室を設置し、管理運用責任者が許可をした場合を除き、関係者以外の者が出入りすることを禁止するなど、適切な措置を講ずるものとする。

2 操作の管理

管理運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用に関し、アクセス権設定機能を活用するとともに、パスワードの設定によりオペレーションシステムを操作する者を認証するなど、オペレーションシステムの適切な管理を行うものとする。

3 操作状況の報告

管理運用補助者は、月別のオペレーションシステムの操作状況について、操作記録簿（別記第2号様式）により、翌月の10日までに管理運用責任者に報告するものとする。

第7 画像データの取扱い

1 画像データの管理

- (1) 画像データの保存期間は、当該画像データを記録した日の翌日から起算して7日間とする。ただし、管理運用責任者は、犯罪の捜査等のため必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。
- (2) 管理運用責任者は、前事項ただし書により保存期間を延長するときは、画像データ延長保存管理簿（別記第3号様式）を作成するものとする。
- (3) 保存期間が経過した画像データについては、電磁的方法により確実に消去するものとする。この場合において、保存期間を延長した画像データを消去したときは、画像データ延長保存管理簿にその旨を記載するものとする。

2 画像データの検索

- (1) 所属の長は、犯罪の捜査等のため画像データを検索する必要があるときは、画像データ検索依頼簿（別記第4号様式）により、管理運用責任者に検索を依頼するものとする。
- (2) 管理運用責任者は、前事項の依頼を承認したときは、操作担当者に画像データを検索させるものとする。この場合には、原則として当該依頼をした所属の担当者が立ち会うものとする。

3 画像データの提供

- (1) 所属の長は、犯罪の捜査等のため特に必要があると認めるときは、画像データ提供依頼書（別記第5号様式）により、管理運用責任者に画像データの提供を依頼することができる。
- (2) 前事項の依頼を受けた管理運用責任者は、次のいずれかに該当する場合は、画像データを提供することができる。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特別の理由がある場合で、総括責任者が指示するとき。
- (3) 管理運用責任者は、複製データを交付する方法により画像データを提供する場合は、複製データ交付簿（別記第6号様式）を作成し、その経緯を明らかにしておくものとする。
- (4) 保管の必要がなくなった複製データについては、裁断、破碎その他の方法により速やかに廃棄するものとする。

第8 報告

1 総括責任者への報告

管理運用責任者は、四半期ごとに、画像データの活用状況を総括責任者に報告しなければならない。

2 道公安委員会への報告

総括責任者は、半期ごとに、画像データの活用状況を道公安委員会に報告しなければならない。

第9 運用状況の公表

総括責任者は、半期ごとに、街頭防犯カメラシステムの運用状況を公表しなければならない。

第10 総括責任者への委任

この要綱に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関して必要な事項は、

総括責任者が定めるものとする。

第11 経過措置

この要綱実施の際現に「北海道警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について」（平23. 12. 26道本生企第4288号）別添北海道警察街頭防犯カメラシステム運用要綱第3の5の事項により指定されている操作担当者は、この要綱第4の5の事項により指定された操作担当者とみなす。

※ 別記様式は省略